

平成 27 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府 省 庁 名 総務省(消防庁)	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（軽油引取税）		
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（消防用の船舶の動力源及び消防事務の用に供する電気通信設備の予備電源等の用途に供する軽油の引取りに係るもの）【平成 29 年度まで】		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <ul style="list-style-type: none"> ①消防用の船舶（消防艇）の動力源に供する軽油の引取り ②消防事務の用に供する電気通信設備（消防救急無線・消防指令センター・防災行政無線等）の予備電源等の用途に供する軽油の引取り ・ 特例措置の内容 <ul style="list-style-type: none"> ①及び②の軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除 		
関係条文	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> 地方税法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号 地方税法施行令附則第 10 条の 2 の 2 第 1 項の表第 3 号 地方税法施行規則附則第 4 条の 7 第 1 項 </div>		
減収見込額	[初年度] (▲ 3 3)	[平年度] (▲ 3 3)	[改正増減収額] (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 消防用の船舶（消防艇）の動力源及び消防事務の用に供する電気通信設備の予備電源等の用途に供する軽油に係る軽油引取税を軽減することにより、消防活動の円滑化を図り、もって国民の安心・安全を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性 消防用の船舶の動力源となる軽油は、沿岸地域の大規模火災の消火活動や救助・救出活動を行うにあたり、欠かせないものである。平成 23 年 3 月の東日本大震災においても、石油コンビナート火災が発生したが、消防艇を中心として消火活動を行ったところ。 また、消防事務の用に供する電気通信設備の予備電源等の用途に供する軽油は、停電の際に消防救急無線や消防指令装置、防災行政無線等の電気通信設備を有効に運用するものであり、消防活動を行うにあたり、欠かせないものである。東日本大震災においても、広範囲にわたって停電が発生したが、電力供給体制が復旧するまでの間、電気通信設備の非常用電源を確保することにより災害情報を収集したため、多くの要救助者の生命を救うことができたところである。 このように、本件特例措置は、国民の生命・身体・財産を守り、国民の安心・安全を確保するために極めて重要な役割を果たすものであり、公共性の高いものである。今後とも、大規模災害時の消防活動に支障が生じることがないように特例措置を講じる必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策 19 消防防災体制の充実強化
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間の期限延長（平成 29 年度まで）
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	① 33市町村・9消防本部（一部事務組合及び広域連合） （消防艇を保有し、又は賃貸借している市町村又は一部事務組合） ② 238市町村・616消防本部（一部事務組合及び広域連合） （消防事務の用に供する電気通設備を保有し、又は賃貸借している市町村又は一部事務組合）
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	本件特例措置により、軽油引取税の負担が免除されることにより、燃料費が実質的に軽減されることとなるため、船舶が消防活動を行う場合や電気通信設備の予備電源等の用途に必要な軽油を着実に確保することができることとなる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	消防用の船舶の動力源や消防事務の用に供する電気通信設備の予備電源等の用途に供する軽油は、国民の生命・身体・財産を守るための消防活動に必要な不可欠なものであり、極めて公共性が高い。 また、市町村の消防予算のほとんどは人件費であるため、消防活動に必要なとされる軽油を確保することが困難な財政構造となっている。 したがって、本特例措置は消防活動による国民の安心・安全の確保に欠かせないものであり、引き続き本特例措置を延長する必要がある。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【平成 25 年度実績】(実態調査に基づくもの)</p> <p>① 33 市町村・9 消防本部 (一部事務組合及び広域連合) 軽油を動力源とする消防艇 75 隻 (賃貸借のもの 10 隻を含む) 軽油使用量 994,229 リットル 減収額 32 百万円</p> <p>② 238 市町村・616 消防本部 (一部事務組合及び広域連合) 軽油を動力源とする消防事務の用に供する電気通信設備 2,593 台 軽油使用量 約 28,569 リットル (予備電源、試運転又は訓練の用途) 減収額 1 百万円</p> <p>【平成 21 年度～平成 24 年度適用実績】(推計) 平成 25 年度と同じ</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>①適用総額の種類 税額 ②適用実績 適用総額 (H24 94,380,805 千円、H23 91,311,885 千円) の内数</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>本件特例措置により、軽油引取税の負担が免除されることにより、燃料費が実質的に軽減されることとなるため、船舶が消防活動を行う場合や電気通信設備の予備電源等の用途に必要な軽油を着実に確保することができることとなる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>①昭和 31 年度創設 平成 21 年度税制改正により本則から附則へ移行。平成 24 年度税制改正により 3 年間延長 ②平成 17 年度創設 平成 21 年度税制改正により本則から附則へ移行。平成 24 年度税制改正により 3 年間延長</p>
<p>ページ</p>	<p>2—3</p>